

<目的>

函館建設管理部が試行する簡易型総合評価落札方式及び標準型総合評価落札方式における地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に基づく総合評価落札方式に係る学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）への意見聴取を行うことを目的とする。

<所掌事項・議題等>

検討会は、委員（「学識経験者」）から次の事項について意見を聴くものとする。

- (1) 簡易型総合評価落札方式の実施工事の選定の適否
- (2) 簡易型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否
- (3) 標準型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否
- (4) 標準型総合評価落札方式の技術提案の適否